

和歌山県サイクルステーション

登録施設募集！

和歌山県では、サイクリストが立ち寄って、休憩や自転車のメンテナンスを行うことのできる施設を「和歌山県サイクルステーション」として設置をすすめているところですが、サイクリストの受入れ環境のさらなる充実のため、空気入れなどを購入してサイクルステーションに登録いただける施設を募集します。登録施設は県のサイクリングコースマップやホームページ、SNS 等で店舗名や住所、営業時間、提供いただけるサービス等をご紹介します。

サイクリストを温かくおもてなしいただける施設のご応募をお待ちしています。

■登録要件

サイクリストに対して、以下のサービスをご提供ください。

1. 休憩（駐輪）スペースの提供
2. トイレの提供
3. スポーツサイクル対応空気入れの貸し出し



任意サービスとして、あわせて次のサービス提供についてもご検討ください。

バイクラックの設置、自転車修理用工具の貸し出し、サイクリングコースマップの設置、飲料水の提供、屋外へのベンチ・椅子等の設置、タイヤチューブの販売、荷物の一時預かり・配送等

（コンビニエンスストアは、バイクラックの設置、修理用工具の貸し出しも必須サービスとしています。）

■登録までの流れ

- ① 県庁観光振興課のホームページから申請書をダウンロードし、所管の振興局（和歌山市所在の施設にあっては県庁観光振興課）にメール、郵送又は持参のいずれかの方法でご提出ください。
- ② 県は申請の内容を確認し、登録要件を満たしている場合はサイクルステーションとして登録し、ホームページ等で広報します。またサイクルステーションの目印となるステッカー、タペストリー、のぼり旗のうち1つを交付します。
※のぼり旗を希望される場合、土台及びポールについては登録施設でご用意願います。
- ③ 登録後に交付されたステッカー等を安全に掲示し、サイクリストを温かくおもてなしてください。

■登録の期間及び更新について

- ① 登録の期間は、登録通知書の交付日から3年を経過した日が属する年度の3月31日までです。（例：令和3年10月1日登録の場合、令和7年3月31日まで）
- ② 登録期間満了前に送付する更新意向確認書にて登録の更新を行います。

○申請・お問い合わせ先

	郵便番号	住所	電話番号	e-mail
県庁観光振興課	640-8269	和歌山市小松原通 1-1	073-441-2371	e0202001@pref.wakayama.lg.jp
海草振興局企画産業課	640-8269	和歌山市小松原通 1-1	073-441-3373	e1301161@pref.wakayama.lg.jp
那賀振興局企画産業課	649-6223	岩出市高塚 209	0736-61-0014	e1302161@pref.wakayama.lg.jp
伊都振興局企画産業課	648-0073	橋本市市脇 4-5-8	0736-33-4909	e1303163@pref.wakayama.lg.jp
有田振興局企画産業課	643-0004	有田郡湯浅町湯浅 2355-1	0737-64-1286	e1304161@pref.wakayama.lg.jp
日高振興局企画産業課	644-0011	御坊市湯川町財部 651	0738-24-2911	e1305161@pref.wakayama.lg.jp
西牟婁振興局企画産業課	646-0027	田辺市朝日ヶ丘 23-1	0739-26-7910	e1306161@pref.wakayama.lg.jp
東牟婁振興局企画産業課	647-0043	新宮市緑ヶ丘 2-4-8	0735-21-9604	e1307161@pref.wakayama.lg.jp

◇空気入れ・バイクラック購入等、登録に伴う県からの助成はありません。